

## 技能証ご活用の流れ

区分	左記技能証により得られる特典	技能証を活用して技能検定等を受験等する際の手続き			留意事項	備考
		受験手続等に必要な申請書類等	申請窓口(お問い合わせ先)	申請者		
技能検定試験(2級実技試験)の免除に係る技能証を交付された方	第42回全国障害者技能競技大会技能競技種目に相当する技能検定職種の2級実技試験が免除されます。本技能証を活用して当該技能検定を受験する際の手続きは右欄のとおりです。	①受検申請書 (右欄の申請窓口でお求めになれます。) ②本技能証の写し ③受検手数料 ※受検手数料は検定職種ごとに各都道府県において定められておりますので、各都道府県職業能力開発協会(別紙3)にお問い合わせください。	各都道府県職業能力開発協会(別紙3)	ご本人 (※)	・本技能証は該当試験の合格を証するものではありません。 ・該当する技能検定試験の実技試験のみが免除となります。	技能検定試験の詳細につきましては、下記URLをご参照ください。 <a href="https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/giken.html">https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/giken.html</a>
コンピュータサービス技能評価試験(2級)の免除に係る技能証を交付された方	第42回全国障害者技能競技大会技能競技種目に相当するコンピュータサービス技能評価試験実施部門の2級の合格証書が交付されます。本技能証を活用して当該合格証書の交付を申請される際の手続きは右欄のとおりです。	①合格証書の交付申請書 (右欄の申請窓口でお求めになれます。) ②本技能証の写し ③手数料 ※受検手数料は右記、中央職業能力開発協会にお問い合わせください。	中央職業能力開発協会 能力開発支援部 コンピュータサービス試験課  (新宿事務所) 〒160-8327 東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア11階 電話:03-6758-2840 FAX:03-3365-2716	ご本人 (※)	・本技能証は該当試験の合格を証するものではありません。 ・合格証の交付には中央職業能力開発協会への申請が必要です。 ・本技能証の有効期限は令和6年3月31日までです。	コンピュータサービス技能評価試験の詳細につきましては、下記URLをご参照ください。 <a href="https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/sinsa_comp/comp.html">https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/sinsa_comp/comp.html</a>

(※)ご本人からの申請が困難な場合は、各申請窓口にご相談ください。